

## 世田谷区個人情報保護条例（素案）

世田谷区個人情報保護条例（素案）	説 明
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、区における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>新たな条例は、次の2点を定めることを目的とする。</p> <p>法の規定に基づき条例で定めるべきとされた事項</p> <p>法の範囲内で区が独自に定める個人情報保護に関する事項</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。</p>	<p>法が議会組織を適用対象外としているため、条例でも実施機関の範囲から「議会」を除外している。全国的にも議会のみを対象とした個別の条例を整備する動きとなっている。</p> <p>条例で用いる用語は、法との整合性を図り疑義を生じないように法・政令で用いている用語をそのまま用いる。</p>
<p>（実施機関の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たっては、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関は、法第66条に規定する措置を行うため、規則で定めるところにより必要な基準を整備しなければならない。</p>	<p>実施機関の責務を改めて規定する（職員の情報等の遵守義務については、法に定めがあるため条例では規定しない。）</p> <p>個人情報の安全管理措置を行うために必要な措置基準を整備する。</p>

世田谷区個人情報保護条例（素案）	説明
<p>（情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取等）</p> <p>第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）第1条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>（2）前条第2項に規定する基準を整備し、又は改廃しようとする場合</p> <p>（3）前2号のほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審議会に報告するものとする。</p> <p>（1）規則で定める法第66条に規定する措置の状況その他実施機関の個人情報保護に関する取組を行った場合</p> <p>（2）法第68条の規定により個人情報保護委員会に保有個人情報の漏えい等について報告した場合</p>	<p>審議会への諮問事項・報告事項を規定する。</p> <p>条例の改正・廃止（諮問）</p> <p>個人情報の安全措置基準の制定・改廃（諮問）</p> <p>個人情報の運用上の細則の制定（諮問）</p> <p>個人情報の安全措置の実施状況（報告）</p> <p>法第68条に該当する個人情報の漏えい事案（報告）</p>
<p>（総括個人情報保護管理者の設置等）</p> <p>第5条 区の個人情報の適正な管理及び安全保護を総括するため、総括個人情報保護管理者を置く。</p> <p>2 総括個人情報保護管理者は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、職員の研修等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。</p> <p>4 区の個人情報の管理の状況について監査するため、個人情報保護監査責任者を置く。</p>	<p>より組織的な体制として、実務上の最高責任者として総括個人情報保護管理者を設置する。（副区長）</p> <p>個人情報保護のため、職員の意識を高める職員研修等を総括個人情報保護管理者が実施することを規定する。（各課長）</p> <p>新たに個人情報保護監査責任者を置き、区の個人情報の管理状況の詳細について監査を行う。（総務部長）</p>

世田谷区個人情報保護条例（素案）	説明
<p>（開示請求の手續）</p> <p>第6条 法第76条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。</p>	<p>開示請求手續は、現行条例と変更なし。</p>
<p>（開示決定等の期限）</p> <p>第7条 開示請求に対する決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）本項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>開示決定等の期限は、現行条例と変更なし。</p>
<p>（開示請求に係る手数料及び費用負担）</p> <p>第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。</p> <p>2 保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 前項の費用については、区長が別に定める。</p>	<p>手数料及び費用負担については、現行条例と変更なし。</p>

世田谷区個人情報保護条例（素案）	説明
<p>（訂正請求の手續）</p> <p>第9条 法第90条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。</p>	<p>訂正請求手續は、現行条例と変更なし。</p>
<p>（訂正決定等の期限）</p> <p>第10条 訂正請求に対する決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）本項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）訂正決定等をする期限</p>	<p>訂正決定等までの期間を短縮する。</p> <p>20日以内 15日以内</p>
<p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第11条 法第98条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</p>	<p>利用停止請求手續は、現行条例と変更なし。</p>

世田谷区個人情報保護条例（素案）	説明
<p>（利用停止決定等の期限）</p> <p>第12条 利用停止請求に対する決定等は、利用停止請求があった日から15日以内になければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）本項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）利用停止決定等をする期限</p>	<p>利用停止決定等までの期間を短縮する。</p> <p>20日以内 15日以内</p>
<p>（実施状況の公表）</p> <p>第13条 区長は、毎年1回、実施機関による保有個人情報の管理等の状況を取りまとめ、公表しなければならない。</p>	<p>実施状況の公表については、現行条例と変更なし。</p>
<p>（国等への要請）</p> <p>第14条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、個人情報保護委員会、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。</p>	<p>国等への要請については、現行条例と変更なし。</p>
<p>（委任）</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	